

# 第7章 情報通信の確保

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 現在の到達状況

- 都区間を結ぶ無線及び情報システムの整備
- 多様な情報通信手段の整備  
(地域系無線 197 局、移動系無線 34 局、4G 回線 IP 無線 10 局、地域 BWA 回線 IP 無線77局、100 局)
- 防災カメラの設置 (高所 4 台、駅前 5 台)
- 固定系防災行政無線網の再構築・デジタル化を完了 (固定系 77 局、うち文字表示盤付き 2 局)
- すみだ安全・安心メール (令和 5 年 2 月現在登録者数：27,819 人)、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブックの導入
- 通信事業者による安全確認サービスの提供
- 緊急地震速報システムの運用 (117 施設)

## 課題

- 発災時に固定電話、携帯電話、FAX 等の通信手段の機能が低下し、各指定避難所、災害対策各部、都やその他防災関係機関等との連絡が困難
- 固定系防災行政無線再構築後も難聴地域が残存
- 固定系防災行政無線以外の情報提供手段の周知
- SNS をはじめとした多様な情報提供手段を導入したことによる運用の複雑化
- 通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールの浸透
- 帰宅困難者へ情報の提供

## 具体的

### 地震前の行動(予防対策)

#### 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

- 都・区・防災関係機関の間における定期通信訓練
- 区防災行政無線 (固定系) の聞こえやすさ向上のための調査、定期点検
- 蓄電池、発電機、非常用発電設備による停電対策の推進
- 緊急地震速報システムの導入・運用
- アマチュア無線による情報収集のための連携

#### 区民等への情報提供体制の整備

- 区防災行政無線 (固定系) の配置増設、デジタル化による多様な情報提供方法の検討
- 全国瞬時警報システム及び区の地震計と区防災行政無線を連動させた運用の推進
- 情報を配信するすみだ安全・安心メール、避難情報配信のための緊急速報メールの運用
- 災害情報の提供のための民間通信・放送事業者との連携の推進
- 区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック等の多様な情報提供手段の検討、情報入手方法の周知

#### 住民相互の情報連絡等の環境整備

- 家族間での災害発生時の安否確認方法の手段の確認・周知
- 区有施設の公衆無線 LAN の配備の推進
- SNS など新しい通信基盤による情報提供体制の整備の推進

### 地震直後の行動(応急対策)

#### 防災機関相互の情報通信連絡

- 都及び防災関係機関との通
- 指定電話及び連絡責任者に
- 関係機関との連絡員相互派
- 区民への情報提供等のため
- 被害状況・措置状況等の情
- 都災害情報システム (DIS)
- 高所カメラを活用した情報

#### 区民等への広報・広聴活動

- 住民への出火防止・初期消提供など、多様なメディア
- 報道機関への災害情報その
- NHK 及び民間放送局に対す
- 災害終息後における巡回移

#### 住民相互の情報連絡等の実施

- 都・報道機関等との連携に
- 避難所・一時滞在施設の開
- 災害用伝言ダイヤル等を利

### 対策の方向性

- 防災行政無線・災害情報システムの機能拡充や、多様な通信手段を活用した情報連絡体制の向上による正確な情報収集及び情報提供の実施
- 多様な情報伝達手段の活用や新たな情報提供手段の整備・区民への周知
- 災害情報システムを活用した情報収集・集計による報道発表等、住民への情報提供の迅速化・円滑化の実現
- 通信事業者等と連携した安否確認手段の確保など情報通信の基盤強化と通信手段の多様化、及び、安否確認サービスの普及啓発や、利用体験の促進

### 到達目標

- 災害対応に必要な多様な情報通信手段の整備や情報連絡体制、運用の強化
- 迅速かつ多様な災害情報提供体制の確保
- 民間通信・放送事業者との連携及びソーシャルネットワークサービスや防災アプリなどによる情報提供体制の整備
- 固定系防災行政無線設備を中心とした各情報提供手段の連携による、シンプルな運用環境の構築
- すみだ安全・安心メール等の加入促進

## な 取 組

発災後 72 時間以内

地震後の行動(復旧対策)

発災後 72 時間以降

### 体制の確立

- 信連絡体制の確立
- による窓口の統一化
- 遣等による有線途絶時の措置の実施
- の報道機関との連携の実施
- 報収集・伝達の実施
- による区災対本部から都への被害状況等の報告
- 収集体制の確立

- 火・救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ、被害状況、避難指示、診療情報など区民が必要としている情報の活用した広報の実施
- 他必要な事項の発表
- る放送要請
- 動相談の実施、被災地及び避難所等への臨時被災者相談所の設置等による広聴活動

- よる一斉帰宅抑制の呼びかけ、安否確認方法の周知
- 設状況等の災害関連情報の提供
- 用した家族の安否確認の実施

## 第7章 情報通信の確保

### 対策の方向性

#### 1 情報連絡体制と情報提供体制の強化

災害発生時には、多くの区民等に対して正確で的確な情報提供を迅速に行う必要がある。そこで、防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、多様な通信手段を活用して関係機関内の情報連絡体制の向上に努め、正確な情報収集及び情報提供を行う。

#### 2 区民への情報提供

多様な情報伝達手段を活用するとともに新たな情報提供手段の整備に努め、それらの機能について事前に区民に対して周知を行い、情報伝達が的確に行われるよう普及啓発を行う。

また、災害情報システムを活用した効率的な情報収集と集計を実施し、報道発表の迅速化と円滑化を図る。

#### 3 区民相互の情報通信手段の確保

通信事業者等と連携した安否確認手段の確保等により、区民、事業者及び帰宅困難者等への情報提供を充実するなど、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。

また、安否確認サービスの普及啓発を図り、利用経験を促進する。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 予防対策

### 第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

[区]

#### 1 情報の収集、伝達体制の確立

各機関は災害時における通信連絡を的確に行うため、区災害対策本部との連絡責任者を定める。

区災対本部が設置された後は、情報の収集、伝達は本部長室において処理し、各機関は区災対本部との連絡調整にあたるため本部連絡員又は本部派遣員を区災対本部に派遣する。

なお、区及び各機関は、常時通信連絡ができるよう必要な態勢を整えとともに、それぞれの通信連絡系統のもと通信連絡を行う。

また、各機関は地震発生時に区民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、適切な判断による行動がとれるようにするとともに、無秩序な情報活動による二次的混乱を防止するため、広報活動、報道機関への発表及び広聴活動を実施する。（震災編第7章応急対策第4節「広報及び広聴活動」参照）

※ II-05：墨田区防災関係機関連絡責任者名簿（別冊資料 P187 参照）

#### 2 通信手段の確保

##### （1）現況

災害時の通信手段として、区防災行政無線（地域系）や都防災行政無線を公共施設や関係機関等との災害時の通信手段として運用する。

そのほか、主に車両に搭載する区防災行政無線（移動系）、区庁舎、区施設の電話を災害時優先電話として登録するなど複数の通信手段を整える。

また、区防災センターにおいて被災状況を俯瞰的に把握するため、建物屋上などの高所に設置した「高所防災カメラ」並びに、帰宅困難者の状況等を把握するため主要駅前設置した「駅前防災カメラ」を活用する。

※ IV-01：区防災行政無線網構成図（別冊資料 P223 参照）

※ IV-02：区防災行政無線局（移動系）配備場所一覧表（別冊資料 P224 参照）

※ IV-03：固定系子局設置場所一覧表（別冊資料 P226 参照）

※ IV-04：固定系子局位置図（別冊資料 P227 参照）

※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊資料 P228 参照）

##### （2）運用

区防災行政無線ならびに都防災行政無線の適切な運用ができるよう、定期通信訓練を行う。

区庁舎をはじめ、区施設の電話については、NTT 東日本に災害時優先電話として登録するほか、他の通信事業者の回線も確保することにより、電話回線の輻輳時においても、電話の発信を確保する。

3 停電対策

区防災行政無線は、停電時も72時間の運用ができるよう蓄電池を備えるほか、庁舎および指定避難所予定施設には発電機を配備し、一定期間の電力供給が得られるよう対策を講じる。

4 アマチュア無線による情報収集

区庁舎内にアマチュア無線局を設置するとともに、災害時における区内のアマチュア無線局との自主的な協力態勢を図り、災害発生時の情報を収集する。

## 第2節 区民等への情報提供体制の整備

[区]

1 区防災行政無線（固定系）の整備

区防災センターに設置されている区防災行政無線（固定系）設備により区民への避難誘導など、必要な情報を知らせることができる屋外拡声装置を、小中学校や公園等に設置するとともに、屋内で戸別受信できる端末装置を希望する住民防災組織に設置する。

また、防災行政無線放送電話確認サービスにより、屋外放送の音声を補完する。

2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用

緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報や、ミサイル攻撃に関する情報などを区民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システムを導入し、防災行政無線（固定系）とも連動した運用を図る。

3 すみだ安全・安心メールの配信

事前に登録されたメールアドレスに対して、危機管理情報を発信する。

4 区公式ホームページ・SNS等による情報提供

区公式ホームページ、フェイスブック、ツイッター等のメディアを使用して災害情報の提供を行うほか、避難所の開設情報、混雑状況、現在地からの経路といった情報を確認できる専用サイトを開設し、避難に必要な情報の発信をする。ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備の推進を図る。

5 緊急地震速報システムの運用

地震に対する行動を迅速に行い、被害の軽減を図るため、地震の発生を速やかに感知して大きなゆれが到達する前に地震の強さと到達までの時間を伝える「緊急地震速報システム」を、区の施設に導入し、運用している。

システム導入に当たっては、施設利用者の安全を確保するため、職員向けの対応マニュアルを施設に配備し、的確な運用体制を整備している。

※ IV-06：緊急地震速報システム導入施設一覧（別冊資料 P229 参照）

6 民間通信・放送事業者との連携

携帯キャリア4社を通じての緊急速報メールの配信、ケーブルテレビ及びエフエムラジオ局との協定に基づく災害情報の提供を行う。

7 その他

東京都災害情報システム（DIS）を通じ、Lアラート（災害情報共有システム）<sup>(\*)</sup>に避難情報等を配信する。

### 第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備

[区]

- 1 日頃から、家族との災害発生時の安否確認方法などをよく相談するよう啓発する。
- 2 避難者への情報提供の一環として、避難所予定施設に災害時用公共無線 LAN の配備を進める。

<sup>(\*)</sup> 総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示など地域の安全・安心に関する情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することができるもので、都災害情報システム(DIS)を通じて情報配信される。



## 応急対策

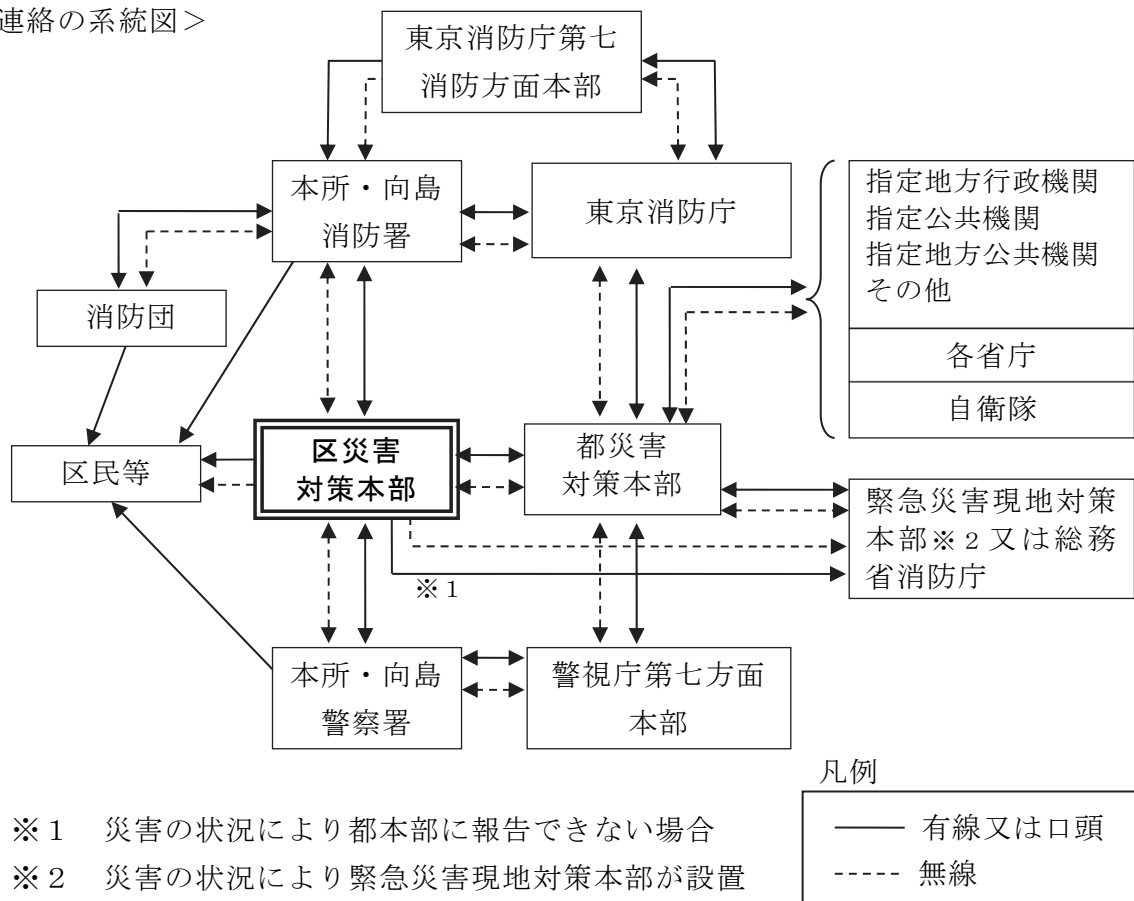
### 第1節 情報連絡体制

[各機関]

#### 1 区の通信体制

- (1) 区災対本部設置前は、都市計画部危機管理担当防災課を区の総括窓口とする。
- (2) 区災対本部が設置された場合は、本部長室が各機関との通信連絡を実施する。
- (3) 区災対本部が設置された場合は、各部長は電話を平常業務のために使用することを制限するとともに部の通信連絡を総括するものとする。
- (4) 都災対本部に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。なお、災害の状況により都災対本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡をする。
- (5) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- (6) 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民防災組織及び一般区民等に周知する。

＜通信連絡の系統図＞



- ※1 災害の状況により都本部に報告できない場合
- ※2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

2 連絡責任者

区各部及び防災関係諸機関は、あらかじめ定めた連絡責任者を窓口とし、必要な情報連絡を行う。

3 有線途絶時に対する措置

有線通信の途絶時には、都、区及び関係機関の配備した無線を使用し、通信連絡を確保する。なお、情報収集に当たっては、ラジオ、テレビ等も利用する。

- ※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊資料P228参照）＜再掲＞
- ※ IV-07：本所警察署通信系統図（別冊資料P232参照）
- ※ IV-08：向島警察署通信系統図（別冊資料P233参照）
- ※ IV-10：消防関係通信連絡系統図（別冊資料P235参照）
- ※ IV-11：本所消防団連絡系統図（別冊資料P236参照）
- ※ IV-12：向島消防団連絡系統図（別冊資料P237参照）

4 報道機関との連携

災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

伝達する情報



- (1) 高齢者等避難
- (2) 避難指示

## 第2節 災害に関する情報の収集・伝達

[各機関]

### 1 計画方針

気象、地象、水象その他災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況、その他災害関係情報を迅速かつ的確に収集し伝達するため、その方法及び組織、災害予警報の発令基準及び被害状況等の報告基準、災害地調査等について定めるものとする。

### 2 各機関の情報の収集及び伝達の内容

機関名	内 容
区	<p>1 情報の収集</p> <p>(1) 本部長室事務局長は、被害状況等収集のため災害地の特別調査を行う必要があると認めたときは、適宜、各災対部長に対し、調査員派遣を要請することができる。</p> <p>この際、災対総務部に所属する出張所の職員は、管轄区域内の被害状況等の収集・報告に努めるものとする。</p> <p>ア 調査班の編成等</p> <p>調査班の数及び構成その他必要事項は、特別調査を要請された災対部長が、調査事項、実施要領、職員の参集状況及び本部長室事務局長が特に要望する事項等を踏まえて適宜定める。</p> <p>イ 調査班の任務</p> <p>調査班は、各災対部長の指示により出動し、現地の状況を調査する。</p> <p>ウ 調査事項</p> <p>調査事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 災害原因</p> <p>(イ) 被害状況</p> <p>(ウ) 応急措置状況</p> <p>(エ) 災害地住民の動向及び要望事項</p> <p>(オ) 現地活動の問題点</p> <p>(カ) その他必要な事項</p> <p>エ 実施要領</p> <p>調査に当たっては、警察官、消防職員、現地住民等の協力を得て実施し、速やかに調査の結果を指揮系統を通じ区本部長(本部長室事務局長宛て)に報告する。</p> <p>(2) 災害情報の収集は、その伝達とともに他の通信に優先させ、特に重要事案については継続的かつ系統的な報告を求める。</p> <p>(3) 区において特に重点的に収集する事項は、次のとおりである。</p> <p>なお、収集された災害情報については、区、警察署、消防署の三者が協同して検討し、内容の正確を期するよう努める。</p> <p>ア 異常現象の発生内容又は災害発生の原因及び経過</p> <p>イ 管内の被害に関する情報</p> <p>ウ 区として実施した措置状況</p> <p>(4) 区災対本部各部署は、災害が発生したときから、当該災害に関す</p>

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割  
 第2章 区民と地域の防災力向上  
 第3章 安全な都市づくりの実現  
 第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保  
 第5章 津波等対策  
 第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化  
 第7章 情報通信の確保  
 第8章 医療救護等対策

る応急対策が完了するまで、以下の要領によりそれぞれの所掌事務について本部長室事務局企画情報隊に報告する。

ア 報告すべき事項

報告事項及び報告主管部・隊は、別表のとおりである。

イ 報告の区分

(ア) 速報

(気象状況)

異常現象を発見したときは、直ちに報告し、できる限りその後1時間ごとに現状を報告する。

(被害状況)

被害の大小にかかわらず、現況把握次第、直ちに報告する。

(措置状況)

災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項につき報告する。

(イ) 中間報告

(被害状況)

災害発生被害状況が確定するまで、毎日10時までに前日までの分をとりまとめ報告する。

(措置状況)

災害応急対策活動を実施している間、毎日10時までに前日分をとりまとめ報告する。

(ウ) 決定事項

(被害状況)

被害状況が確定したときは、電話により一報を入れ、事後写真その他の資料を添付のうえ、速やかに文書により報告する。

(措置状況)

災害応急対策活動が完了した後、速やかに文書によりとりまとめ報告する。

(5) 区、警察署及び消防署の三者は、総合的被害状況を協議検討し、その確定を待つて必要な関係機関に通報する。

2 情報の伝達

災害情報の伝達は特に迅速正確を期し、有線電話、無線、連絡員(伝令)等により行い、関係機関、民間団体等の協力を得るようあらかじめ依頼する。

(1) 区は、情報を収集したのち速やかに整理し、都に報告する。

(2) 区民等に対する伝達には、風評被害やパニック防止等に注意しつつ要配慮者にも十分配慮のうえ、防災行政無線、区公式ホームページ、すみだ安全・安心メール、ツイッター、フェイスブック、緊急速報メール、広報車両、その他あらゆる方法により速やかに実施する。

また、自らでは情報の入手が困難な要配慮者に配慮した情報伝達方法を確立する。

(3) 区は、災害対策本部設置時に、都を通じて放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対策を実施する。

3 受発信用箋の様式

受発信用箋の様式については所定の用紙を使用する。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

震災編（予防・応急・復旧対策） 第7章 情報通信の確保

【応急対策】第2節 災害に関する情報の収集・伝達

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

	※ VI-15：受信用紙兼情報連絡票（別冊資料 P310 参照） ※ VI-16：広報発信票（別冊資料 P311 参照）  4 水防に関する情報の収集及び伝達 雨量、高水位、高潮位通報、水防警報及び津波警報等水防活動に必要な情報及び伝達は、この計画のほか墨田区雨雪対応実施要領に定める。
警視庁第七方面本部本所・向島警察署	主な収集事項は、家屋の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況、住民の避難状況、火災の拡大状況、堤防・護岸等の破壊状況、電気・水道・ガス・通信施設の状況、その他とする。
東京消防庁第七消防方面本部本所・向島消防署	主な情報収集事項は、火災発生状況及び消防活動状況、救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況、避難道路及び橋梁の被災状況、避難の必要の有無及び状況、救急告示医療機関等の診察状況、その他消防活動上必要ある状況とする。
災害現地にある防災関係機関	災害現地にある防災関係機関の現地責任者が、被害状況等を把握したときは、速やかに所属機関の長に報告しなければならない。

別表

報告事項及び報告主管隊一覧表		
報告事項：速報・中間報告・決定報告		報告主管災対部・隊
気象状況	気象情報 水象情報	本部長室事務局 企画情報隊 災対建設部 庶務隊
措置状況	職員動員数	各部 各隊
	水防活動	災対建設部 巡検隊
	避難収容状況	災対救護部 各収容隊
	救助物資及び物資経理状況	災対物資輸送部 各物資輸送隊
	災害地域消毒状況	災対保健衛生部 防疫医療担当
	庁舎・避難所等の応急修理状況	災対建築部 営繕隊
	物品の出納保管	災対総務部 財務・経理隊
	車両舟艇等の調達	災対総務部 総務隊
本部職員の給食その他の措置		
支援活動	災対施設保護部 各施設保護隊	
被害状況	人家屋被害	災対総務部 総務隊
	商工業被害	
	公共土木施設被害	災対建設部 庶務隊
	区有財産被害	災対総務部 総務隊
	教育施設被害	災対教育部 庶務隊

### 第3節 被害状況等の報告体制

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

機関名	内 容																										
区	<p>1 都に対する報告</p> <p>本部長室事務局企画情報隊は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、都災害情報システム（DIS）により都へ報告する。ただし、システム障害等により入力できない場合は、「災害報告取扱要領」（平成5年4月都総務局災害対策部）に定められた報告様式等に基づき、都防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。</p> <p>なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>(1) 報告すべき事項</p> <p>災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況、被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>(2) 報告の種類、期限等</p> <p>報告の種類、提出（入力）期限は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">発 災 通 知</td> <td>即時（30分以内）</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被害措置概況速報</td> <td>即時（30分以内）及び都が通知する期限内</td> <td>災害総括 被害情報 措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">要 請 通 知</td> <td>即時（30分以内）</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確 定 報</td> <td>災害確定報告</td> <td rowspan="2">応急対策を終了した後20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>被害情報 措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災 害 年 報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 入力要領</p> <p>都災害情報システム（DIS）の入力要領は、「被害程度の認定基準」（P189からP191に掲載）によるものとする。</p>	報告の種類		入力期限	入力画面	発 災 通 知		即時（30分以内）	発災情報	被害措置概況速報		即時（30分以内）及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報	要 請 通 知		即時（30分以内）	要請情報	確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	被害情報 措置情報	災 害 年 報		4月20日	災害総括
	報告の種類		入力期限	入力画面																							
	発 災 通 知		即時（30分以内）	発災情報																							
	被害措置概況速報		即時（30分以内）及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報																							
	要 請 通 知		即時（30分以内）	要請情報																							
	確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括																							
		各種確定報告		被害情報 措置情報																							
	災 害 年 報		4月20日	災害総括																							
	警 視 庁 第七方面本部 本所・向島 警 察 署	<p>2 大規模事故等発生時の連絡体制構築</p> <p>大規模事故等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。そのため、各防災関係機関との初動連絡体制の構築に努める。</p> <p>区災対本部に要員を派遣するとともに、警察無線、防災無線等により、収集した被害状況等を伝達して、関係機関と情報交換を図る。</p>																									

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

<p>東京消防庁第七消防方面本部 本所・向島消防署</p>	<p>各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</li> <li>2 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測</li> <li>3 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握</li> <li>4 ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況及び消防活動状況の把握</li> <li>5 消防職(団)員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握</li> </ol>
-----------------------------------	--



【被害程度の認定基準】

被害の種類		内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
非住家被害	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策



震災編（予防・応急・復旧対策） 第7章 情報通信の確保

【応急対策】 第3節 被害状況等の報告体制

その他	田の流出、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとする。	
	公共施設被害	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		

## 第4節 広報及び広聴活動

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内や所管施設などにおいて災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

また、被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図る（震災編第13章「住民の生活の早期再建」参照）。

機関名	内 容
区	<p>1 災害広報情報の収集及び伝達                      広報活動に必要な情報の収集及び伝達並びにそのために必要な通信連絡は、この計画に特に定める場合を除き、本章応急対策第1節「情報連絡体制」、同第2節「災害に関する情報の収集・伝達」及び同第3節「被害状況等の報告体制」に定めるところにより処理する。</p> <p>2 区民への広報                      (1) 広報内容                      ア 気象状況、防災活動状況及び今後の見通し                      イ 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ                      ウ 被害状況、関係機関の諸活動（治安、救助、消防、警備、水防等）                      エ 避難指示等の伝達                      オ 避難誘導、その他必要事項                      カ 事故の防止、防疫についての注意                      キ 交通、運輸の状況                      ク 救護所や救急告示医療機関等の診療情報                      ケ 民心安定、志気高揚に関する事項                      コ その他区民が必要としている事項                      (2) 方法                      ア 区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、コミュニティFM、ケーブルテレビなど多様なメディアの活用を図るほか、「区のお知らせ」臨時号等の発行も検討する。また、消防署・消防団等の防災関係機関、東京消防庁災害時支援ボランティア、住民防災組織、民間団体の協力を得て実施する。                      イ 広報時期及び内容の選択に注意し、防災関係機関との相互連絡を密にする。</p> <p>3 報道機関への発表                      (1) 報道機関に対して災害情報その他必要な事項を発表する場合は、あらかじめ防災関係機関と連絡協議し、正確な事項、内容を発表する。                      (2) 発表内容に当たっては、特にその適正を期する。                      (3) 発表責任者は、本部長室事務局広報隊長とする。                      (4) 総括的な発表に余裕のないとき又は緊急を要する発表は、それぞれの活動機関において行うことができる。ただし、その発表内容を本部長室事務局広報隊長へ報告すること。</p> <p>4 NHK 及び民間放送局に対する放送要請                      (1) 放送の要請                      災害に関する予報若しくは警報又は通知に係る事項、予想される災害</p>

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライイン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

	<p>の事態及びこれに対してとるべき措置、その他の事項について、公衆電気通信設備、有線電気通信設備又は無線設備により通信できない場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHK及び民間放送局に対し、放送を求めることができる。（災害対策基本法第57条）</p> <p>(2) 要請の方法 区本部長は、放送要請の必要がある場合には、放送要請の理由・放送事項等を明らかにして、都総務局総合防災部防災対策課（都災対本部を設置したときは本部長室）を通じて要請する。ただし、緊急を要する場合は、NHK報道局編集部及び民間放送局に直接依頼し、事後都に連絡する。</p> <p>5 広聴活動 災害が終息したのち、被災地を巡回して移動相談を実施するとともに、被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して早期解決を図る。</p> <p>6 広報写真等の作成 災害時における被害地の状況その他を写真等に収め、復旧対策広報活動の資料として活用する。撮影は原則として広報隊員が実施する。</p>
<p>警視庁 第七方面本部 本所・向島 警察署</p>	<p>1 広報活動 (1) 広報内容 ア 予震、津波等気象庁の情報 イ 地域の被害情報及び見通し ウ ライフライン等の被害状況及び復旧見通し エ 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し オ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 (2) 広報手段 ア トランジスターメガホン イ 交番（駐在所）備付けマイク ウ パトロールカー、白バイ、広報車 エ ホームページ等</p> <p>2 広聴活動 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。</p>
<p>東京消防庁第七 消防方面本部 本所・向島 消防署</p>	<p>1 広報活動 (1) 広報内容 ア 出火防止、初期消火の呼びかけ イ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ ウ 火災及び水災に関する情報 エ 避難指示に関する情報 オ 救急告示医療機関等の診療情報 カ その他都民が必要としている情報 (2) 広報手段 ア 消防車両等の拡声装置等による情報提供 イ 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 ウ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 エ ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

	2 広聴活動 (1) 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 (2) 都民からの電子メールによる問合せに対応する。
--	--

## 第5節 区民相互の情報連絡等

[区、NTT 東日本]

都や報道機関等と連携して、区民、事業者等に対し安否確認方法の周知を行う。

区民等は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

## 復旧対策

### 第1節 情報連絡体制

応急対策第1節「情報連絡体制」に準ずる。

### 第2節 災害に関する情報の収集・伝達

応急対策第2節「災害に関する情報の収集・伝達」に準ずる。

### 第3節 被害状況等の報告体制

応急対策第3節「被害状況等の報告体制」に準ずる。

### 第4節 広報及び広聴活動

応急対策第4節「広報及び広聴活動」に準ずる。

### 第5節 区民相互の情報連絡等

応急対策第5節「区民相互の情報連絡等」に準ずる。